〃	第七十五回	四百六十一億六千五百五十四万円	四百六十一億四千七百十四万六千六百七十六円	
〃	第七十六回	五百九十万円	五百八十九万七千四百六十八円	
〃	第八十一回	二千万円	千九百九十九万五千百五十二円	
〃	第八十二回	七千五百五十七万円	七千五百五十五万二千七百十三円	
〃	第八十三回	二千百二十五万円	二千百二十四万五千七百三十九円	
〃	第八十七回	八億五千三百五十七万円	八億五千三百五十六万三千百九十二円	
〃	第八百一回	二億三千三百八十九万円	二億三千三百七十九万六千八百六十円	
〃	第八百二回	一億三千六百八十一万円	一億三千六百七十五万四千二百三十六円	
〃	第八百三回	七千四百十二万円	七千四百九万四百七十六円	
〃	第八百四回	七千三百五十九万円	七千三百五十五万八千四百六十六円	
合計		二千九十四億六百二十一万円	二千九十三億千六百八十九万六千五百九十円	

○厚生労働省告示第二百八十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、平成二十九年度技能検定実施計画（平成二十九年厚生労働省告示第五十四号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十九年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、平成二十九年十一月一日から適用する。

改正後	改正前
第一　都道府県知事が実施する技能検定	第一　都道府県知事が実施する技能検定
一　時期及び等級ごとの検定職種	一　時期及び等級ごとの検定職種
(一)・(二)　(略)	(一)・(二)　(略)
(三)　随時実施する検定職種	(三)　随時実施する検定職種
イ　三級	イ　三級
(略)	(略)

(略)	(略)
備考　この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。	備考　この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。
ロ　基礎級	ロ　基礎一級及び基礎二級
基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。	基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。